

# 共生社会の足音



## 第63回 国連障害者権利委員会による日本審査 注目点③ 障害者の情報受領権について

弁護士 田中 伸明

読者の皆さん、こんにちは。新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が解除されて、およそ1カ月が経ちました。日常を取り戻すために活動する一方で、第2波以降の感染拡大への警戒も怠らずに…という難しい局面が続いています。

このような局面を乗り切るには、まず、「正確な情報」を取得することが何よりも重要となります。さらに、感染症に関する状況は日々刻々と変化しますから、「正確な情報」を「即時に」取得する必要があります。すなわち、情報の取得に障壁のある私たち視覚障害者が、自分の命と生活を守るためには、国や地方公共団体、あるいはマスメディアなどにより提供される全ての情報が、視覚障害者にとってアクセシブルな形式であることが必須になってきます。これは、視覚障害者のみならず、全ての障害者にとっての「情報受領権」の問題として捉えることができるといえます。

この情報受領権については、障害者権利条約第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」、及び第11条「危険な状況及び人道上の緊急事態」に関係する内容となりますので、国連障害者権利委員会の日本審査における注目点として、今月号でお話ししたいと思います。